

意見書（案）第28号

保育委託費の弾力運用の見直しを求める意見書

上記の意見書（案）を別紙のとおり提出する。

令和5年9月29日

三鷹市議会議長 伊藤俊明様

提出者	三鷹市議会議員	前田まい
賛成者	〃	大城美幸
〃	〃	紫野あすか
〃	〃	栗原けんじ

## 保育委託費の弾力運用の見直しを求める意見書

待機児童解消に向けた保育園整備が進められる中、保育運営への株式会社などの民間参入が解禁され、保育委託費（運営費）の弾力運用が可能となる規制緩和が実施された。

保育委託費については、従来、人件費、保育材料費や給食材料費などの事業費、福利厚生費や業務委託費、土地、建物の賃借料などの管理費と、使途制限がついていた。しかし、規制緩和により3つの費用の相互流用が可能になったほか、同一法人が運営する他の保育施設や保育関連事業への流用、新しく設置する保育所の整備費、本部への経費や積立てなどにも回すことができるようになった。

これにより、人件費の原資となる保育委託費が保育士等の賃金に十分充てられていない例も多く、株式会社立保育園の人件費比率が低い傾向にある。国は保育委託費のうち基本的な人件費分だけで約8割と想定するが、東京都の調査では、2018年度の人件費比率は社会福祉法人で70.5%、株式会社では51.9%となっており、保育委託費のうち相当額が役員報酬や本部経費などに回っている実態が明らかになっている。

保育委託費は、本来の目的に沿って、子どものための環境整備や備品購入、保育士等の処遇改善に充てるべきであり、保育の質の向上につながる適正な運用が求められている。

よって、本市議会は、政府及び東京都に対し、弾力運用の使途や流用可能額に制限をかける、人件費比率の水準を定めるなど、保育委託費の弾力運用の在り方について見直しを行うことを強く要望する。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和5年9月29日

三鷹市議会議長 伊藤俊明